

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和6年11月6日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2400338 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2400059 号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成13年2月1日から平成14年3月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成13年2月から同年10月までの標準報酬月額については16万円から30万円、同年11月から平成14年2月までの標準報酬月額については16万円から32万円とする。

平成13年2月から平成14年2月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成13年2月から平成14年2月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成13年2月1日から平成19年4月1日まで

A社に勤務していた期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額より低い額となっているので、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成13年2月1日から平成14年3月1日までの期間について、請求者から提出された平成13年2月から平成14年2月までの給与明細記録、同僚から提出された給与支給明細書及び請求者の雇用保険の被保険者記録により、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は報

酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成13年2月1日から平成14年3月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の資料により確認できる厚生年金保険料控除額及び日本年金機構の回答から、平成13年2月から同年10月までは30万円、同年11月から平成14年2月までは32万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成13年2月から平成14年2月までの期間に係る請求者の届出を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明の旨回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間のうち、平成14年3月1日から平成19年4月1日までの期間について、請求者は当該期間の給与に係る明細書を保管しておらず、A社も賃金台帳等の資料を保管していない上、請求者から提出された給与所得の源泉徴収票からは当該期間の各月における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認することができない。

このほか、請求者の平成14年3月1日から平成19年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成14年3月1日から平成19年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2400334 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (国) 第 2400011 号

第1 結論

昭和 62 年 4 月から同年 12 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年 4 月から同年 12 月まで

私は、国民年金の加入手続を行った時期についてはよく覚えていないが、A市からB市に転居した昭和 62 年 4 月以降に、B市役所の国民年金の窓口で、それまで納付していなかった国民年金保険料を納付した。請求期間の国民年金保険料が全て納付されていないと記録されているのはおかしいので、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 60 年*月から勤務していたA市にある歯科医院を退職後、昭和 62 年 4 月に実家のあるB市に転居し、国民年金の加入手続を行った時期は不明であるが、それまで納付していなかった国民年金保険料をB市役所の国民年金の窓口で納付した旨主張している。

しかしながら、請求者の基礎年金番号は、基礎年金番号制度が導入された平成 9 年 1 月時点で請求者が加入していた厚生年金保険の記号番号を基に付番されており、当該基礎年金番号における被保険者記録によると、請求期間は、国民年金の被保険者期間として記録されていないため、請求者は請求期間の国民年金保険料を納付することができない。

また、請求期間当時、国民年金の加入手続を行った者には、国民年金手帳記号番号が払い出される取扱いとなっていたことから、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照会システムにより氏名検索を行ったが、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されていることは確認できない上、請求者が 20 歳となった昭和 60 年*月以降に住居登録していたA市及びB市において、国民年金の加入手続を行った被保険者の氏名等が記載されている国民年金手帳記号番号払出簿を確認したものの、請求者の氏名は記載されておらず、請求者の国民年金の加入手続が行われたことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、請求者は、B市役所の国民年金の窓口で、それまで納付していなかった国民年金保険料を納付書によらず現金で納付したとしているが、B市は、請求期間当時、国民年金保険料は、

原則、金融機関等で納付することとなっており、市役所内の国民年金を担当する窓口において納付することはできなかった旨回答している。

さらに、A市は、請求者が国民年金に加入した記録がないため、請求者の国民年金に係る記録を確認できる資料はない旨回答及び陳述しており、B市は、請求者の国民年金に係る記録を確認できる資料は保存されていないと回答及び陳述している。

加えて、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400333号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2400058号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和60年*月*日から昭和62年4月1日まで

私は、専門学校を卒業後、A社で勤務していたにもかかわらず、請求期間の厚生年金保険の記録が確認できないのはおかしいので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の事業主及び同僚の回答により、請求者が請求期間において、同社に正社員として勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、請求期間後の昭和62年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間当時は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できるところ、同社の事業主及びその妻は、請求期間当時は厚生年金保険の適用事業所でなかったため、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していなかった旨回答及び陳述している。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和62年7月1日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した8名全員に、同日前から雇用保険の加入記録が確認できることから、連絡先の判明した6名に照会を行ったところ、1名から提出された給料支払明細書において、同年7月より前については厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。